令和６年度　岐阜県立岐阜聾学校

高等部（全日制の課程）入学志願者募集要項

１　募集する学科、学年及び入学定員

課程	学科	学年	入学定員
全日制	普通科	第１学年	おって、岐阜県教育委員会において決定する。

２　出願者の資格

聴覚障がい者であり、次のいずれかの一に該当する者

（１）中学校若しくは義務教育学校若しくは特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和６年３月卒業見込みの者

（２）中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和６年３月修了見込みの者（以下、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を総称して「中学校」という。）

（３）学校教育法施行規則第９５条各号のいずれかに該当する者

３　出　願

（１）入学願書等の提出

ア　出願者は、岐阜県立岐阜聾学校所定の入学願書に必要事項を記入し、出願前６か月以内に撮影した上半身の写真（縦４㎝・横３㎝）を所定の欄に貼付し、在学（出身）学校の校長に提出する。なお、他の都道府県の区域に居住する者又は県外の学校に在学している者にあっては、岐阜県立特別支援学校出願承認書を入学願書に添付すること。

イ　在学（出身）学校の校長は、調査書を作成し、入学願書とともに出願の期間内に岐阜県立岐阜聾学校長に提出すること。

※調査書は、教育課程の実施状況により、調査書Ａ（別記第３号様式）又は調査書Ｂ（別記第４号様式）を選択して使用するものとする。ただし、平成２９年度以前に中学校又は特別支援学校の中学部を卒業した者は、調査書にかえ、卒業を証明するに足る書類とすることができる。

ウ　その他岐阜県立岐阜聾学校長から請求のあった入学者選考上必要と認められる書類を提出すること。

エ　過年度卒業生については、岐阜県立岐阜聾学校高等部主事に事前に問い合わせること。

（２）出願の期間

令和６年２月７日（水）から２月９日（金）までとし、受付は、毎日午前９時から午後４時までとする。

（３）出願先学校の変更

ア　出願先学校を変更しようとする者は、１回に限り変更することができる。

イ　変更期間は、令和６年２月１３日（火）の１日とし、受付は午前９時から午後４時までとする。

ウ　出願先学校の変更手続きは、次のとおりとする。

（ア）出願先学校を岐阜県立岐阜聾学校から変更しようとする者は、在学（出身）学校の校長に申し出ること。

（イ）在学（出身）学校の校長は、出願取下願（別記第５号様式）を岐阜県立岐阜聾学校へ提出し、出願先学校の変更を申し出た者の提出済みの入学願書、調査書等

の書類の返付を岐阜県立岐阜聾学校長に求めること。

（ウ）在学（出身）学校の校長は、岐阜県立岐阜聾学校長から返付された入学願書、調査書等の書類を、変更後の出願先学校の入学願書、調査書等の書類に添付して、変更後の出願先学校の校長に提出すること。

4　検査等の実施

（１）期日　　令和６年２月１５日（木）

（２）場所　　岐阜県立岐阜聾学校

（３）内容

普通科
- 検査Ａ　学力検査（国語、数学、英語）、面接
- 検査Ｂ　学力検査（国語、数学）、面接

※検査Ａと検査Ｂは、障がいの状態に応じて検査内容が異なる。

（４）日程

［ 全日制の課程（検査Ａ）］

時　　間	検　査　Ａ
８：４０　～　８：５５	受付（本校正面玄関）
９：００　～　９：１５	検査の日程説明・諸注意
９：３０　～　１０：２０	国　　語
１０：３５　～　１１：２５	数　　学
１１：４０　～　１２：３０	英　　語
１２：３０　～　１３：１０	昼　　食
１３：１５　～	面　　接

［ 全日制の課程（検査Ｂ）］

時　　間	検　査　Ｂ
８：４０　～　８：５５	受付（本校正面玄関）
９：００　～　９：１５	検査の日程説明・諸注意
９：３０　～　１０：２０	国　　語
１０：３５　～　１１：２５	数　　学
１１：４０　～	面　　接

（５）当日の持ち物

検査Ａ：受検票、鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、直定規、コンパス、上履き、昼食

検査Ｂ：受検票、鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、直定規、コンパス、上履き

5　入学者の選考方法

提出された書類及び実施した検査等の結果に基づいて、総合的に入学者の選考を行う。

6　合格者の発表

令和６年２月２２日（木）　午前９時

岐阜県立岐阜聾学校正面玄関前に合格者の受検番号を掲示するとともに、岐阜県立岐阜聾学校のホームページ上に掲載して発表する。また、在学（出身）学校の校長に合否の結果を通知する。(電話等による問い合わせには応じない)

7　県外からの出願

他の都道府県の区域に居住する者又は県外の学校に在学している者が岐阜県立岐阜聾学校の高等部へ出願しようとするときは、あらかじめ「岐阜県立特別支援学校出願承認願」（別記第１号様式）を岐阜県立岐阜聾学校長に提出し、その承認書（別記第２号様式）を入学願書に添えること。

8　特別な事由による検査等

障がいの状態、学習意欲及び家庭事情等を考慮し、特別な事由があると認められた場合には、定員の範囲内において、令和６年３月２８日（木）までに、上記の他に検査等を行う。実施方法及び期日については、岐阜県教育委員会と協議の上、岐阜県立岐阜聾学校長が定める。

9　入学者選考に係る情報の提供

調査書及び学力検査得点の情報提供については、入学者選考検査当日に詳細を説明する。

10　その他

（１）入学希望者は、事前に保護者とともに教育相談を受けること。
（２）入学願書、調査書及び県外からの出願者に必要な「岐阜県立特別支援学校出願承認願」については岐阜県立岐阜聾学校より配付する。
（３）駐車場が狭いため、できるだけ公共交通機関を利用すること。やむを得ず車で来校する場合は、岐阜県立岐阜聾学校正面玄関前に駐車すること。
（４）検査当日に欠席、遅刻をする場合は、岐阜県立岐阜聾学校高等部主事に、午前８時１０分までに電話又はＦＡＸ等で連絡すること。
（５）入学者選考検査料は徴収しない。
（６）保護者面接は行わない。
（７）検査当日の学力検査終了後、進路指導室に検査問題を開示する予定であるが、写真撮影は禁止とする。
（８）合格者発表当日の午前９時３０分から、入学説明会を実施する。合格者は保護者とともに出席すること。